



やちよ 農業委員会だより



第136号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える



農業委員 青木 幹雄

担当地区：兵庫沼端・前田・高野・
伊勢山・根ノ谷・菅谷西



農業委員 猪瀬 明子

担当地区：栗山

温和な気候と広大で平坦な大地、豊かな自然に恵まれた茨城県は全国有数の農業県です。そして、八千代町も主要な食糧生産基地として、野菜を中心とした稲作や果樹園を展開しています。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大等、農業の脆弱化については依然として深刻な状況です。今、私達に出来る事は何か。それは、自然の恵みとこれまでの知恵や技術をバランスよく組み合わせながら、農業に従事し続ける事だと思います。近年では、大規模な自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大により、農業経営に大きな影響を及ぼし厳しい状況が続いている。

農業委員として、八千代町の農業の活性化、そして次世代への継承を軸に尽力させて頂きたいと思います。

農業委員として活動する中、現在農業を取り巻く環境は厳しくなっていると感じています。度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症、急激な円安、農業資材の価格高騰等により、これから農業経営においても不安要素は計り知れない状況です。

委員活動の一環として、農業者年金を普及推進しています。将来に向け次世代の農業後継者が前向きに自分なりの夢を持ち安心して農業経営できるように、農業者年金の推進強化に努め、八千代町農業発展の一助になれるよう頑張りたいと思います。

ご存じですか？農業者年金



【農業者年金の6つのメリット】

- 農業に年間60日以上従事する国民年金第1号被保険者は、加入することができます。
(60歳未満に限る。ただし、国民年金の任意加入者は65歳未満まで加入可能)
- 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。
- 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められ、加入後いつでも見直すことができます。
- 終身年金で、80歳前に亡くなられても死亡一時金があります。
- 税制面で大きな優遇措置があります。
- 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

【年金額シミュレーションができます】

パソコンやスマートフォンを使って、農業者年金基金のホームページから年金額の試算ができます。

- ①「農業者年金」「シミュレーション」で検索
- ②生年月日や月額の保険料などを入力
- ③「シミュレーション」ボタンを押す



農業委員 大久保 時子

担当地区：佐野東・佐野西・
瀬戸井

新型コロナウイルス感染の拡大が続くな、農業委員に就任して1年5ヶ月が経ちました。活動を通して思う事は、農業の現状は担い手の高齢化及び後継者不足、私自身が営む梨農家においても、年々離農する農家が増加しています。

そして、農業を取り巻く環境は、異常気象による自然災害、資材の高騰、米の安価等大変厳しい状況にあります。そのため、耕作放棄地は増加傾向にあり、条件の悪い農地等は借り手に繋がりません。このような現状を少しでも緩和できるように、農業の活性化、担い手の育成及び確保に取り組み、八千代町農業の発展のために頑張りたいと思います。

STOP! 農地の違反転用

★農地転用とは?

農地を住宅、資材置場、駐車場等の用途に変更することです。

農地転用するには、許可申請又は届出の手続きが必要です。

★手続きをせずに無断で農地転用すると?

農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の措置命令がなされる場合があります。

また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。

なお、農業用施設を設置する際にも、許可や届出が必要になります。設置の際はご相談ください。

★違反転用には厳しい罰則が…

無断で農地転用すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。



『農地を貸してほしい』 という業者等にご注意ください!!

業者等から耕作放棄地等の管理できていない農地を貸してほしいと頼まれ、了承した後に農地へ大量の土砂や産業廃棄物等を堆積されてしまう事例が発生しています。

行為者はもちろん
農地所有者も
責任が問われます

周辺農地及び
生活環境への
悪影響の恐れ

農地法違反は
罰金が
科せられます

堆積されたら
復元困難

狙われるのはこんな農地です！

- ・草木等が繁茂し、管理がされていない農地
- ・条件が不利で長年耕作されていない農地
- ・不法投棄等で管理がされていない農地

被害にあわないために自衛が重要です！

- ・契約書等に簡単に署名しない。また、曖昧な口約束せず、はっきり断ることが大事です。
- ・管理ができていない耕作放棄地だから大丈夫、と簡単に貸してしまうと、後々取返しのつかないことになってしまいます。

不審に思った方は、農業委員又は農業委員会事務局（☎49-3948）までご相談ください。